

事務事業評価シート

(平成 23 年度実施事業)

事務事業名	出資等法人経営評価事務			事業コード	1778
所属コード	124000	課等名	行政経営課	係名	
課長名	佐藤 聰	担当者名	宍戸 秀樹	内線番号	3843
評価分類	<input checked="" type="checkbox"/> 一般	<input type="checkbox"/> 公の施設	<input type="checkbox"/> 大規模公共事業	<input type="checkbox"/> 補助金	<input type="checkbox"/> 内部管理

1 事務事業の基本情報

(1) 概要

総合計画 体系	施策の柱	信頼される質の高い行政	コード	8
	施策	計画的で効率的な行政運営の推進	コード	2
	基本事業	行政改革の推進	コード	2
予算費目名	一般会計 2 款 1 項 6 目 自治体経営推進事務 (013-02)			
特記事項				
事業期間	<input type="checkbox"/> 单年度	<input checked="" type="checkbox"/> 单年度繰返	<input type="checkbox"/> 期間限定複数年度	開始年度 17 年度
根拠法令等	地方自治法第 199 条第 7 項、地方自治法施行令第 140 条の 7、盛岡市自治体経営の指針及び実施計画			

(2) 事務事業の概要

盛岡市が出資等を行っている法人のうち主なものについて、「盛岡市出資等法人評価シート」による内部評価や、盛岡市自治体経営推進会議出資法人部会による第三者評価を実施し経営内容を評価する。評価結果に基づき経営改善等に関する市の方針を決定する。

(3) この事務事業を開始したきっかけ（いつ頃どんな経緯で開始されたのか）

全国的に、いわゆる天下りや債務超過などで第三セクターへの批判が高まっており、また指定管理者制度の創設によって公の施設の管理運営の形態が変わることも踏まえ、国では平成15年に第三セクターに関する指針を改定した。この指針において、第三セクターの健全経営に万全を期するとともに、経営に関する点検評価を実施し、経営が悪化していると認められる法人について速やかに統廃合や経営改善等適切な措置を講ずるよう求められている。

当市では平成 16 年 3 月に策定された「盛岡市行財政構造改革の方針及び実施計画」に「出資法人の見直し」を盛り込み、出資法人の経営が将来市にマイナスの影響を及ぼすことがないよう、点検評価を実施することとした。

(4) 事務事業を取り巻く現在の状況はどうか。(3)からどう変化したか。

社団・財団法人などいわゆる公益法人についてはこれまで税制上の優遇措置などが講じられてきたが、平成 20 年 12 月から施行された公益法人制度改革 3 法を受けて、5 年間の移行期間内に、各公益法人は一般法人か公益法人への移行を選択し、公益法人に移行する場合は都道府県が設置する第三者委員会の認定を受けることになっており、現在、各法人において対応が進められている。

2 事務事業の実施状況 (Do)

(1) 対象（誰が、何が対象か）

盛岡市が出資等を行っている法人のうち、出資金額が当該法人の出資金の概ね25%以上を占め、かつ500万円以上となっている法人（=経営評価対象出資法人）

(2) 対象指標（対象の大きさを示す指標）

指標項目	単位	21年度 実績	22年度 実績	23年度 計画	23年度 実績	26年度 見込み
A 経営評価対象出資法人数	法人	17	17	17	17	-

(3) 23年度に実施した主な活動・手順

- ・経営評価結果に基づき措置計画を策定した法人・所管課に対する措置状況の照会と取りまとめ、公表

(4) 活動指標（事務事業の活動量を示す指標）

指標項目	単位	21年度 実績	22年度 実績	23年度 計画	23年度 実績	26年度 目標値
A 経営評価を行った法人数	法人	16	1	0	0	
B 経営評価を行った法人のうち経営上の課題を指摘された法人数	件	4	1	0	0	
C 措置計画を策定している法人・所管課数	件	14	5	5	5	

(5) 意図（対象をどのように変えるのか）

法人の経営内容の健全化と情報公開の徹底が図られ、自律した法人経営が促進される。

(6) 成果指標（意図の達成度を示す指標）

指標項目	性格	単位	21年度 実績	22年度 実績	23年度 計画	23年度 実績	26年度 目標値
A 措置計画の達成率 H22年度まではH17～18年度作成分 H23年度以降はH21～22年度作	■上げる □下げる □維持	%	82	85	85	98	

(7) 事業費

項目	財源内訳	単位	21年度実績	22年度実績	23年度計画	23年度実績
事業費	①国	千円	0	0	0	0
	②県	千円	0	0	0	0
	③地方債	千円	0	0	0	0
	④一般財源	千円	1	1	1	1
	⑤その他()	千円	0	0	0	0
	A 小計 ①～⑤	千円	0	0	0	0
人件費	⑥延べ業務時間数	時間	1,500	1,000	500	500

	B 職員人件費 ⑥×4,000円	千円	6,000	4,000	2,000	2,000
計	トータルコスト A+B	千円	6,001	4,001	2,001	2,001
備考						

3 事務事業の評価 (See)

(1) 必要性評価（評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要）

① 施策体系との整合性

市の出資法人はその事業内容が市の事務事業と密接に関連することから、出資法人の経営内容が改善されることは市の事務事業の内容改善に繋がり、上位基本事業（行政改革の推進）の意図と結びついている。

② 市の関与の妥当性

法人に対する出資者として、市が法人の経営内容に出資割合に応じた一定の責任と権限を持つことは妥当であり、市が行うべき事業である。

③ 対象の妥当性

経営内容の把握は、出資額に関係なく出資がある以上は出資者の権利として可能であるが、費用対効果の面から、また地方自治法施行令第140条第7項により、地方公共団体が経営内容の監査を実施できる法人は地方公共団体の出資額が法人の出資金の四分の一以上を占める法人と定められていることを斟酌し、出資額が法人の出資金の概ね四分の一以上を占め、法人の経営内容に積極的に関与が可能と思われる現在の対象が妥当であると考える。

しかしながら、例えば、複数の地方公共団体が出資している法人については、「第三セクター等の状況に関する調査」の対象に合わせ出資額が最も大きな地方公共団体に委ねることも考えられる。

④ 廃止・休止の影響

経営が悪化している法人があった場合、点検評価が遅れることで経営再建のための選択肢が縮小されていく。また市が実施している事務事業のうち、出資法人との連携により実施している部分について改革改善が滞る可能性がある。

(2) 有効性評価（成果の向上余地）

内部評価を行う所管課の職員が経営に関する知識をさらに身につけることで、法人の問題点などをより明確にし、それに基づいた具体性のある評価をすることができる。また措置計画に基づく業務管理を綿密に行うことで、より良い改善に繋げることができる。

(3) 公公平性評価（評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要）

特定の受益者はいない

(4) 効率性評価

事業費は、消耗品や資料のコピー代などのみであり、これ以上節減の余地はない。

人件費は、最低限の人員（1名）と時間で業務を行っており、これ以上削減の余地はない。

4 事務事業の改革案（Plan）・・・・・・・・・・・・

(1) 改革改善の方向性

- ・ 経営評価結果に基づく措置計画が確実に履行されているか定期的にフォローアップし、引き続き市民へ公表していく必要がある。
- ・ 変化する社会経済情勢と措置計画の整合が図られているかを、対象法人及び所管課とチェックしていく必要がある。
- ・ 次回の経営評価の実施に向けて、対象となる法人、評価項目及び評価手順を精査し、経営評価をより有効なものとしていくことが必要である。

(2) 改革改善に向けて想定される問題点及びその克服方法

- ・ 措置計画及びそれに基づく対応策に具体性及び検証可能性が低いものが見られることから、市民に分かりやすい明確な措置計画と対応策を示すよう指導する。
- ・ 出資法人に対する市の関与のあり方を整理する。
- ・ 現在経営評価の対象となる法人が 17 法人であることから、市が補助金を支出している団体や過去に措置計画を作成した団体を優先的に評価するなど、各年度の評価対象団体を平準化する方法や、経営評価の評価項目や評価結果の有効な活用方法について、自治体経営推進会議出資法人部会の意見も参考に検討する。

5 課長意見・・・・・・・・・・・・

(1) 今後の方針

- 現状維持（従来どおりで特に改革改善をしない）
- 改革改善を行う（事業の統廃合・連携を含む）
- 終了・廃止・休止

(2) 全体総括・今後の改革改善の内容

出資等法人の経営状況は、市の行財政運営に大きな影響を及ぼすとともに、その悪化は将来的の市の財政負担の増大につながることから、市と出資等法人の役割分担や関与のあり方、法人の業務運営のあり方などについて検証し、法人の主体的な取組を促しながら、取り組む必要がある。

また、出資法人部会の意見を踏まえ、評価の方法を見直しながら経営評価を実施するとともに、その結果を有効に活用していきたい。